

「安全管理者選任時研修」受講のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会西部支部

労働安全衛生法第11条では、事業者は、労働者50人以上の一定業種の事業場ごとに、「安全管理者」を選任し、その者に安全衛生業務（労働者の危険や健康障害の防止措置、安全衛生教育の実施、健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置、労働災害の原因調査及び再発防止対策等）のうち安全に係る技術的事項を管理させるよう定められています。

また、労働安全衛生規則第5条により、「安全管理者」は、一定の要件を満たし、かつ、厚生労働省が定める研修（安全管理者選任時研修）を修了した者、労働コンサルタント、その他厚生労働大臣が定める者の中から選任するよう義務付けられています。（別紙「安全管理者について」参照）。

当支部では、下記により標記研修を開催いたしますので、この機会に多数受講していただきますようご案内いたします。

記

1. 日 時 令和6年7月29日（月） 9：00～17：00
7月30日（火） 9：00～12：00

（受付開始 両日とも8：30～）

※2日目は修了テストがありますので、必ず筆記用具をご持参ください。

2. 場 所 米子市旗ヶ崎2030 米子食品会館

【受講者へ周知の程、よろしくお願いいたします】

※車は、米子食品会館前に駐車してください。ただし、隣の建物『(株)スペック』さんの前の駐車はご遠慮ください。

※米子食品会館前駐車場が満車の場合は、近くの『デルパラ旗ヶ崎店』さんの3階屋外駐車場に駐車してください。

3. 受講料

鳥取県労働基準協会員 15,000円(税込)(1人あたり)(テキスト代含む)
(消費税率10% 内税1,363円)
非会員 17,000円(税込)(1人あたり)(テキスト代含む)
(消費税率10% 内税1,545円)

4. 申込方法 別添「安全管理者選任時研修申込台帳」に必要事項をご記入のうえ、
FAX 又は E-mail にて当協会西部支部へ申し込んでください。

【口座番号】 山陰合同銀行 米子支店 (普) 3699989
(一社) 鳥取県労働基準協会西部支部

※締切日以降に取消の申し出がありましても、受講料は返却できません予めご了承ください。

※振込手数料は、貴社にてご負担をお願いいたします。

5. 申込期限 令和6年7月19日（金）

6. その他

- (1) 労働基準協会発行の特別教育等受講者記録（旧受講者証）をお持ちの事業所は、受講者に持参させ、受付の際に提出してください。
また、受講者には各人に修了証を交付します。
- (2) 受講者に当日の日程を周知させておいてください。
(受講者へ受講票は予め発行しませんので、開始時刻までに会場へお越しください。)
- (3) 生年月日の記入のお願いにつきましては、修了証再発行時、本人確認を行う際に利用するものであることを申し添えておきます。
- (4) サンドル、スリッパ等でのご来場はご遠慮ください。
- (5) 会場には、アルコール消毒を用意しておりますので、ご自由にご利用ください。

【研修会に関する問い合わせ先】

(一社) 鳥取県労働基準協会西部支部

登録番号 T 5270005000526

TEL : 0859-34-5876

FAX : 0859-34-6877

【研修日程】

日 時	科 目	時間	講 師
7 月 29 日	9:00～ 12:00 安全管理 企業経営と安全 安全管理者の役割と職務 安全活動 労働災害調査と原因分析	3時間	・安全管理者選任時 研修講師 深田 一徳 氏
	12:00～ 13:00 休 憩	1時間	
	13:00～ 16:00 安全衛生の自主的活動 危険性又は有害性の調査及びその措置 労働安全衛生マネジメントシステム	3時間	
	16:00～ 17:00 安全教育 安全教育計画の立て方	1時間	
7 月 30 日	9:00～ 9:30 安全教育の方法 作業標準の作成と周知	0.5時間	・安全管理者選任時 研修講師 深田 一徳 氏 卜部 忠義 氏
	9:30～ 11:00 関係法令 労働安全関係法令	1.5時間	
	11:00～ 11:10 休 憩	10分	
	11:10～ 12:00 修了テスト	50分	

安全管理者選任時研修申込書兼台帳

		※ 受付 NO	
フリガナ		※ 修了証 番号	
氏 名			
生年月日	昭・平 年 月 日生	※ 交 付 年月日	
現 住 所	〒		
所属事業所名			
同上所在地	〒 TEL FAX		
会員区分	協 会 員 (東 部 ・ 中 部 ・ 西 部) ・ 非 協 会 員		
受 講 料	現金持参(月 日) ・ 銀行振込(月 日)		
備 考	<p style="text-align: center;">※インボイス請求書の発行(希望する ・ 希望しない)</p> <p style="text-align: center;">請求書発行をメールで希望される場合は、下記アドレスへメールください。</p> <p style="text-align: center;">ro-kyoukaiseibu@almond.ocn.ne.jp</p>		

令和 年 月 日

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部長 殿

受講者氏名

「安全管理者について」

1. 業種及び規模（労働安全衛生法第11条第1項関連）

業 種	規 模
林業、鉱業、建設業、清掃業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、 各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、 ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	常時使用する労働者が <u>50人以上</u>

2. 一定の要件（労働安全衛生規則第5条）

- (1) 大学又は高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者
- (2) 高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者でその後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者
- (3) その他厚生労働大臣が定める者
 （理科系統以外の大学を卒業後4年以上、同高等学校を卒業後6年以上産業安全の実務を経験した者、7年以上産業安全の実務を経験した者）

3. 研 修

厚生労働省が定める研修（平成18年2月16日 厚生労働省告示第24号、平成18年10月1日施行）
 「安全管理者選任時研修」